

## 小委員会の設置について（案）

会議の効率的な運営を図るため、目黒区長期計画審議会条例施行規則第 3 条の規定に基づき、下記のとおり小委員会を設置する。

### 記

#### 1 所掌事項

- (1) 審議会における審議事項について、専門的視点から調整を行う。
- (2) 答申案の起草を行う。

#### 2 委員

小委員会の委員は、学識経験者選出委員とする。

#### 3 組織

小委員会の互選により、委員長及び副委員長を置く。

#### 4 報告

小委員会の委員長は、適宜、小委員会での審議の状況を審議会に報告する。

#### 5 その他

小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会において定める。

以 上